

令和2年6月17日

安芸太田町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

安芸太田町農業委員会
会長 河本 穂津雄

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、安芸太田町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消の現状及び目標

| | 管内農地面積 | 遊休農地面積 | 割合 |
|--------------------|--------|--------|------|
| 現状 (令和2年3月) | 906ha | 26.2ha | 2.8% |
| 3年後の目標 (令和5年3月) | 906ha | 23.2ha | 2.5% |

※1：管内農地面積は、農地台帳面積とする。

※2：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する農地の総面積とする。

(2) 遊休農地の解消についての具体的な取り組み

ア 広島市等の研修制度を活用して、遊休農地を対象に新規就農者を受け入れ、その解消を図る。

イ 農地の利用状況調査によって区分された遊休農地については、農地所有者への働きかけや利用意向調査等を行い、農地所有者に対する農地の有効活用の促進を図る。

ウ 農地の利用状況調査によって区分された荒廃農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする。

2. 担い手への農地利用の集積について

(1) 担い手への農地利用の集積の現状及び目標

| | 管内農地面積 | 集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--------|--------|------|
| 現状 (令和2年3月) | 906ha | 84.8ha | 9.4% |
| 3年後の目標 (令和5年3月) | 906ha | 87.8ha | 9.7% |

※1：管内農地面積は、農地台帳面積とする。

※2：集積面積は、担い手（①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④特定農業団体等）へ利用集積等されている農地の総面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積についての具体的な取り組み

ア 集落の話し合いの場に積極的に参加し、農業の将来の展望とそれを担う経営体を明確にする。

イ 町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地利用最適化推進委員会を中心に、地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の利用権の設定を推進する。

また、農地の区画の形状が悪く、受け手がない地域では、日本型直接支払制度等の活用と併せて集落営農の組織化・法人化・新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

ウ 認定農業者や新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。そのために、①担い手と意見交換を行うなど連携を進める。②利用状況調査時にあつせん可能な優良農地の把握に努める。③規模拡大に必要な農地をあつせんできるように、所有者の意向を確認する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進の現状及び目標

| | 新規参入者数（個人） | 新規参入者数（法人） |
|------------------------|------------|------------|
| 平成24年4月から 平成29年3月まで | 2人 | 1法人 |
| 平成29年4月から 令和2年3月まで | 5人 | 2法人 |
| 現状 (令和2年3月) | 5人 | 2法人 |
| 3年後の目標 (令和5年3月) | 8人 | 5法人 |

※1：新規参入者数は、個人及び法人ともに平成24年4月からの累計とする。

(2) 新規参入の促進についての具体的な取り組み

- ア 広島市等の研修制度を活用して、意欲ある担い手の確保・育成に向けた取り組みを支援する。
- イ 関係機関と連携して、就農相談から就農後のフォローアップまでの体制の充実を図る。
- ウ 新規参入者の地域受け入れ条件の整備を図る。